

学力向上拠点形成事業実施要領  
(確かな学力育成のための実践研究事業)

「学力向上拠点形成事業実施要項」に定める事項のほか、本事業の実施に当たっては、以下の事項に配慮すること。

- 1 「確かな学力」は、知識や技能に加え、学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを含んだ幅広い資質や能力から構成されるものであり、これらを総合的に育ていくことが重要であることに留意し、各推進地区では「学習意欲の向上」「思考力・判断力・表現力の育成」に関する指導方法等の研究を進めること。  
(国際学力調査(OECD「生徒の学習到達度調査(PISA)」)においても、知識や技能等を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価する問題が出題されており、このような力の育成を重視することは国際的な流れでもあるところ。)
- 2 実践研究の実施に当たっては、特定の教員だけが取り組むのではなく、学校として組織的・計画的な取組を推進し、研究に関わる情報やノウハウの共有化を学校単位、地区単位で進めること。  
例えば、推進校に対する適切な指導・助言、成果発表会・研修会の開催、実践事例集の作成、研究成果のインターネットによる提供など、実践研究の成果を、積極的に取り組んだ教員限り、その学校限り、指定期間限りで終わらせない、広がりや深まりのある取組を実施すること。
- 3 実践研究の実施に当たっては、指定した推進校のみならず、近隣の学校を協力校として推進校と連携・協力を図りながら研究を進めるなど、本事業による実践研究の成果が地区において広く普及されるよう取組を工夫すること。
- 4 実践研究の実施に当たっては、県教育委員会実施の「学習状況調査」や国立教育政策研究所実施の「教育課程実施状況調査」や国際学力調査の調査問題を積極的に活用すること。
- 5 「実施計画書」の提出後に、より具体的な内容を盛り込んだ「学力向上推進計画」を策定するなど、研究の進捗状況からみて特筆すべき事項が生じたときは、速やかに県教育委員会学校支援課にその内容のわかる書類を提出すること。
- 6 推進校は、実践研究の内容について、その研究の過程において、例えば学校のホームページに掲載したり、授業公開を行ったりするなどにより、広く普及に努めること。
- 7 市町村教育委員会は、実践研究の内容について、インターネットによる情報提供を積極的に推進すること。
- 8 推進地区及び推進校においては、計画(Plan) - 実施(Do) - 検証(See)の見通しをもって研究を進めること。
- 9 実践研究の成果の検証に当たっては、例えば、児童生徒の変容(意識や学力など)、教師や保護者の意識の変容などの把握のための調査(アンケート調査など)を行うなど、経年比較が可能な定量的なデータを示せるよう努めること。
- 10 市町村教育委員会においては、研究の最終的な成果がまとまるのを待つのではなく、研究の中途段階での取組状況をもって、逐次、各市町村教育委員会における施策に反映させていくようにすること。
- 11 少人数指導、習熟度別指導等の個に応じた指導に関する実践研究を行う場合には、「少人数指導等の指導方法の工夫改善定数加配」による教員加配の活用等により、実践研究の実施が可能な学校を指定するものとする。